

平成29年度

乳用雌牛保留導入支援事業補助金

評価表 NO.

28

所管部課名	畜産課		担当者	宮路				
事務事業名	家畜導入支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱及び乳用雌牛導入支援事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	600 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	600 千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	酪農の生産額		0.7 億円	平成34年度				
成果指標②	乳用雌牛導入頭数		20 頭	平成34年度				
補助対象者	川内地区酪農連絡協議会							
補助対象経費	乳用素牛の保留・導入に対する一部助成							
補助対象事業・活動の内容	酪農家に対し、県内外から素牛を場合（自家保留を含む）、その費用の一部を助成することで、乳価低迷で厳しい酪農経営を支援する。							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	県外導入：100千円／頭 県内導入：50千円／頭 自家保留：20千円／頭							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	2,651,000	87.8%	3,532,000	86.3%	3,682,000	88.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	2,651,000	87.8%	3,532,000	86.3%	3,682,000	88.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	370,000	12.2%	560,000	13.7%	500,000	12.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	支出	計	3,021,000	100.0%	4,092,000	100.0%	4,182,000	100.0%
		事業費	3,021,000	100.0%	4,092,000	100.0%	4,182,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	3,021,000	100.0%	4,092,000	100.0%	4,182,000	100.0%
		支出計/前年度支出計				135.5%		102.2%
		自己資金/前年度自己資金				133.2%		104.2%
翌年度繰越金/市補助金			0.0%		0.0%		0.0%	
交付件数		1	1	1				
成果指標の推移①		0.7 億円	0.7 億円	0.7 億円				
成果指標の推移②		17 頭	16 頭	13 頭				
特記すべき事項等	【今年度改善点】特になし 【前回評価】平成26年度「現状のまま継続」、指摘事項は「特になし」 【前回評価への回答】特になし 【事業のPR方法】事業説明会時に周知 【費用対効果】乳用牛の改良（乳量、乳質など）と酪農家の所得確保に寄与している。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】交付団体を酪農家から団体へ変更したことに伴う事務手続きの削減							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本市の酪農家3戸への補助であるが、市民へ安心安全な乳製品を供給する役割は重要である。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	厳しい乳価情勢や長時間労働を強いられるなど、厳しい経営状況が続く酪農家に対する支援は、本市酪農振興の面からも必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	乳用雌牛の導入により、乳量や乳質の改善など生産性の向上と乳量の増産が図られており、市民への乳製品の安定供給につながっている
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助金交付要綱で定めた補助事業者である。酪農家の組織する団体が事業主体となることで、事務手続きの軽減につながる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	県内・県外購入時の輸送経費等を基礎にしているので妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	酪農家の経営が安定する時期を終期としたいが、配合飼料や燃料費等生産費の高騰が続いていることから終期は見通せない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	酪農家を代表とする事業主体として、各種酪農振興策に取り組んでいる団体である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	乳用雌牛の保留導入補助であり、乳用牛改良と乳質改善を図るうえで適当な手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	必要経費を基に積算されており妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（二次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 乳用雌牛の改良を推進し、酪農家の経営安定を図るために有効な事業であることから現状のまま継続する。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

乳用雌牛保留導入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる乳用雌牛保留導入支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金に係る補助事業等は、乳用素牛の保留導入によるものであること。

(補助金の額)

第4条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金の額は、予算で定める額以内とし、次の額とする。

- (1) 県外導入 100,000円／1頭
- (2) 県内導入 50,000円／1頭
- (3) 自家保留 20,000円／1頭

(補助対象経費)

第4条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金は、乳用雌牛の保留導入を図った農業者が組織する団体に対し交付する。

(交付の申請)

第5条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第6条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に乳用雌牛保留導入事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子牛登記書もしくは個体確認ができる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、本市酪農家の経営の安定をもって測定する。

（補助事業者等の責務）

第9条 乳用雌牛保留導入支援事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産振興施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 乳用雌牛保留導入支援事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。